

入札説明書

令和7年7月15日さいたま市告示第1177号（以下「告示第1177号」という。）により公告した事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）受付審査等業務の入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 件名

事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）受付審査等業務

2. 入札説明書等に関する質問及び回答

競争入札参加資格、入札説明書及び仕様書等の内容に関する質問がある場合は、質問書を提出すること。

(1) 質問の提出先

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市経済局商工観光部経済政策課 支援係

電話：048（829）1362

電子メール：keizai-seisaku@city.saitama.lg.jp

(2) 質問の様式

質問は所定の様式を用い、電子メールに添付して2(1)のアドレス宛に送信すること。また、電子メールのタイトルは「事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）受付審査等業務に関する質問」とすること。

(3) 提出期間

令和7年7月15日（火）から令和7年7月22日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。）

(4) 質問の到着確認

必ず到着確認の電話をすること。

(5) 質問への回答

入札参加資格を有する者に対し、質問提出期間内に受領した全ての質問内容及び回答を、令和7年7月25日（金）に電子メールにて送信する。なお、質問した業者名は公表しない。

(6) 再質問

実施しない。

3. 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

告示第1177号4の確認審査の申請については、次のとおりとする。

(1) 申請の受理

明らかに入札参加資格がないと認められる場合は、競争入札参加申込兼資格確認申請書を受理しない。

(2) 提出書類

告示第号 1 1 7 7 号 4(1)の書類は以下のとおりとする。

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの認証が確認できる資料（登録書等の写し（写真も可）等）

ウ ISO9001の認証が確認できる資料（認証証の写し（写真も可）等）

エ 令和2年度以降に国又は地方自治体と類似する業務（給付金業務含む）、かつ規模が同等以上の契約実績があることを証明する書類

（ア）契約書約書の写し

（イ）履行完了が分かる書類

オ 返信用封筒及び110円切手（競争入札参加資格確認結果通知書の郵送を希望の場合のみ）

(3) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

市は、提出された競争入札参加資格確認申請書等を、入札参加資格の確認審査以外には入札参加者に無断で使用しない。また、提出された競争入札参加資格確認申請書等は返却しない。なお、提出された競争入札参加資格確認申請書等の変更、差替え又は再提出は、認めない。

4. 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の納付期限 令和7年7月29日（火）

(2) 入札保証金の納付場所 さいたま市の指定する金融機関

(3) 入札保証金の納付額

見積もった契約金額（入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。））の100分の5以上とする。

5. 入札保証金の免除に関する事項

(1) 競争入札に参加しようとする者が、以下のいずれかに該当する場合は、申請に基づき入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間にさいたま市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者

イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した者

(2) 入札保証金の免除を申請する場合は、令和7年7月22日（火）までに、入札保証金免除申請書及び以下の添付書類を提出すること。

ア (1)アに該当する場合 入札保証保険証券

イ (1)イに該当する場合 契約書の写し及び履行完了が分かる書類

6. 確認結果通知に関すること

- (1) 確認審査終了後、競争入札参加申込み及び参加資格確認の申請を行った者に対し、競争入札参加資格確認結果通知書を入札保証金の要否とあわせて交付する。交付は令和7年7月24日（木）午後4時までとし、郵送希望者については、3(2)オの返信用封筒にて郵送する。
- (2) 確認審査の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が、入札日において、入札参加資格要件のいずれかを満たさない場合又は提出書類に虚偽の記載をしていたことが判明した場合には、入札参加資格がない者として入札への参加を認めない。

7. 入札

- (1) 入札保証金が免除されなかった者は、以下のとおり入札保証金を納付していない場合、入札に参加できない。
- (2) 入札は、所定の入札書をもって行うこと。入札書を封入する封筒については任意のものを使用し、宛名「さいたま市長」、入札件名「事業者向け設備導入応援補助金（物価高騰対応）受付審査等業務」及び入札者名を記入すること。入札提出書類は次のとおり。
 - ア 委任状〔代理人が出席する場合〕
 - イ 入札書
 - ウ 所定の入札保証金若しくはこれに代わる担保の納付又は免除を証する書類
 - (ア) 入札保証金を納付したとき 領収書の写し
 - (イ) 入札保証金に代わる担保を納付したとき 保管有価証券受領書の写し
 - (ウ) 入札保証保険契約を締結したとき 保険証券の写し
 - (エ) 入札保証金の免除決定を受けたとき 競争入札参加資格確認結果通知書
- (3) 入札に関する注意事項
 - ア 入札参加者又はその代理人は、入札するときに入札関係職員に身分証明書を提示しなければならない。代理人においては、入札権限に関する委任状を提出しなければならない。
 - イ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
 - ウ 入札参加者は、入札後、公告、入札説明書、仕様書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札参加資格の確認の結果、入札参加資格を有する旨の通知を受けた入札参加者が入札を辞退する場合は、入札辞退届を市に持参又は郵送により提出すること。なお、入札を辞退した者が、これを理由として以後の競争入札において、不利益な取扱いを受けるものではない。
 - ア 提出期限

令和7年7月29日（火）午後4時まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。）

イ 提出場所

2(1)に同じ

(5) その他

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

ウ 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して、入札価格を意図的に開示してはならない。

エ 市は、入札参加者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することができる。

(6) 最低制限価格

設定しない。

8. 落札者の決定

(1) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、入札価格の最も低い者を落札者とする。入札価格が同値の場合は、当該者のくじ引きによって落札者を決定する。この場合において、当該入札参加者又はその代理人は、くじを引くことを辞退することができない。また、当該入札をした入札参加者又はその代理人が開札場にはいないときは、これに代って当該開札の執行立会人にくじを引かせるものとする。

(2) 開札に関する注意事項

ア 開札場には、入札参加者又はその代理人及び開札事務に関係のある職員（以下、「開札関係職員」という。）以外の者は入場することができない。

イ 入札参加者又はその代理人は、開札開始時刻後においては、開札場に入場することができない。

ウ 入札者参加者又はその代理人は、市が特にやむを得ない事情があると認めた場合以外は、開札終了まで開札場を退場することはできない。

エ 開札場において、次の各号の一つに該当するものは当該開札場から退場させる。

(ア) 公正な執行を妨げようとした者

(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合した者

9. その他

- (1) 契約書作成に係る費用は、落札者の負担とする。
- (2) 入札参加者は、本入札説明書及び参考規程類を熟読し、遵守すること。